

# 2021 年度 事業報告

## 周辺動向と法人の動き

障害者総合支援法の改定でグループホームの再編が検討されています。

再編されようとしている中身は、障害者グループホームを、重度者向け（一般型）グループホームと比較的軽度者向けグループホーム（自立生活移行支援型）の2類型へ変更する。

軽度者向けグループホームは通過型として利用入居期限を限定するとしています。

このグループホームの再編については財政問題が発端となった検討内容となっているようです。

ある国の担当者からは「もうグループホームの予算は天井一杯なので、これ以上増やせない。そのためグループホームから地域での生活に移行してもらい、重い障害のある人の希望を受け入れるしかない」との発言があったようです。

つまり、地域への移行を前向きに「地域での自立した生活を増やそう」という事ではなく、国の予算の都合上「障害支援区分の軽い人はグループホームから地域に出てもらおう」という方針です。

地域移行についてはホームヘルプサービスや年金額が十分保障され、困ったときのバックアップ体制が整っていれば可能かもしれませんが、現在のグループホームのおかれている状況では到底考えられません。

その後、新たに一人暮らし支援型を作るという案も提案されましたが、障害者権利条約の「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有する…」すなわち「誰とどこで暮らすかは自らが決める」という原則は守られていません。

上記の様に、現在の多くの変更は当事者から出た声ではなく、財政面の抑制から制度の形を変えようとしています。

これには一法人だけでなく、周辺の事業所が協力する事、また保護者の皆さんや関係する皆さんに現状を伝え課題として共有し声をあげる運動が必要となります。

法人としてはコロナ禍が長引く中、各種取組み、集い等の中止・仲間が楽しみにしている一泊旅行なども昨年同様中止となりましたが、地域のコロナ感染状況を見ながら年末の納会については感染予防対策をとりながら再開しました。

各行事に関しても感染状況を見ながらの活動が今後も続く予定です。

日本の人口減少、地域の労働人口が減る中、人的にも財政的にも大変厳しい状況を迎えていますが、ふたばが理念として掲げてきた仲間中心の支援をしっかりと守り、目前の課題を一つ一つ解決しながら中長期的な視点を持ってこの街で事業を進めてきています。

## 1. 利用者主体の視点に立った事業展開

- ・「気づき」を生む環境に  
障害のある仲間が地域との繋がりの中で様々な体験ができるよう環境を整え、その体験から仲間の意思をくみ取り、実践と事業に反映する。
- ・障害者権利条約に通じるふたば福祉会の理念に照らし合わせ、利用者主体を原則としながら事業整備を行う。
- ・授産製品の販路拡大（ナカマルワークスの取組み・パン工房ぱんだぱんだの新たな販売方法）

## 2. 将来の財政を見据えた上で、継続的な運営を確立

- ・一定成果のあった祝日開所を継続
- ・状況に即したコスト対策
- ・中長期的な視点に立ち、継続的な事業運営が行えるよう、しっかり将来のビジョンを持った運営を目指す。

## 3. 人材の安定的な確保と育成

- ・人材の確保と次世代への継承

## 2021 年度、課題として掲げた項目

### ○重点課題

#### □人材の定着に向けた取組の再考と強化

- ・職員処遇の安定化をはかるため引き続き処遇改善加算を活用した所得補償を行った。  
ただ、対象職種の限定による独自財源での補填や複雑な配分ルールによる事務負担は変わらない為、制限のない配分と基本単価の引き上げの重要性を発信する必要がある。
- ・2月から新しい「処遇改善臨時特例交付金」を活用し常勤職員の基本給を見直した。  
(月額 6300 円～7800 円のアップ)  
ただ、それでも他業種と比べ低い給与水準であることは変わりなく、更なる改善が求められる。
- ・円滑で良好なコミュニケーションがとれる組織風土作りについては、コロナ禍により具体的な取組みが出来なかった。
- ・時間外労働の抑制等、日中の事業所の労働環境は一定改善されつつあるが、グループホームの労働環境の改善が今後の課題。  
その為には支援をサポートする機器や機関の導入も必要となる。  
(機械浴の導入・アルソック警備保障 等)

- ・グループホームの労働環境の改善が行われる事によりグループホームの時間外労働の抑制、合わせて財政改善が進む事が予想される。  
実行されると他事業職員の待遇改善にも繋がる為、引き続き取り組んでいく。

#### □健全で安定的な財政基盤の確立

- ・会計事務所の月次監査に加え、令和3年度は担当会計士による管理者聞き取りを実施した。  
これにより各管理者が自事業所の経営・活動の振り返りを行い、課題整理・問題を具体化する事で、今後の改善に繋げる効果が期待される。
- ・法人内人材不足さらに今後の人材確保・制度変更の先行きを考え放課後等デイサービス事業ふあいん（児童指導員の確保 等）・ふたば神島ホーム群のもりもりホーム（夜勤職員の不足・建物のバリアフリー化困難な賃貸物件）を閉所。
- ・予算と事業計画の連動、その後の中長期計画への反映については具体的な進捗はなし。

#### □法令遵守の徹底

- ・加算の取得方法等、勘違いによる過不足請求があったが都度修正を行った。  
（担当振興局への報告・連絡・相談）
- ・自動車事故について事故原因等の法人内共有  
ドライバーズチェック等の活用により日々の運転時の意識の振り返りを行った。
- ・虐待研修についてはコロナ禍によりオンラインで法人内研修を行った。
- ・職場におけるハラスメント対策が義務となる為、法人本部に窓口を設置し、就業規則を変更した。  
その後、労働基準監督署に変更の届出を行った。
- ・各種法令については年々変更も多く、後追いの整備になっている事もある。

#### □海沿いにある事業所の高台移転

- ・海沿いの事業所の移転は具体的な計画には至らなかった。（はッピーわーく・ふたば第二作業所）
- ・引き続き災害時を想定し、各事業所に備蓄食料、飲料水を準備した。
- ・ふたば第二作業所では、町内会の避難訓練に参加、津波避難タワーへの複数回の避難訓練。  
災害時の応援が得られるよう町内との連携を計った。

## □理事会・評議員会

以下の通り開催した。

### 理事会

- 令和3年5月7日（金） 評議員選任・解任委員会に推薦する次期評議員の候補者について、評議員会に提出する理事及び監事の候補者について、定時評議員会の招集について
- 令和3年6月11日（金） 2020年度事業報告について、2020年度決算について、監事監査報告について
- 令和3年10月26日（火） 経理規程の変更について、給与規程支給細則の変更について、理事会で承認が必要な事項について
- 令和4年3月4日（金） 虐待防止委員会規程について、職場におけるハラスメントの防止に関する規定について、就業規則の変更について
- 令和4年3月30日（水） 令和3年度予算執行状況・第一次補正予算（案）について、令和4年度事業計画（案）について、令和4年度予算（案）について、経費・寄附及び紀陽銀行「ビジネスライン」契約の承認について、理事業及び常務理事の職務執行状況について

### 定時評議員

- 令和3年6月28日（月） 2020年度事業報告、2020年度決算について、監事監査報告について、理事・監事の選任について役員等報酬規程の変更について

## まとめ

・職場の働き方の見直し等を行い、一定整理されてきているが一部の事業、とりわけグループホームについては課題が解消されないままとなっています。

また、グループホームの制度が出来た当時の状況と変わりつつ中で、仲間の高齢化・重度化が進み益々事業経営が困難となりつつあり、今は如何にして事業を継続させるかが課題となっています。

・令和4年7月～8月の移転が予定されている、みなべ町（旧南部保育所）での放課後等デイサービス事業「はぐみ」について町との契約をすすめ建物移転を準備しています。

そこでは従来の事業所運営だけでなく社会福祉法人の責務として制度化された「地域における公益的な取組」を計画の中に織り込み、法人内事業での利用（遊びの教室）・空き部屋の地域の住民の方の利用（カフェやサロン）・地区のニーズや課題をくみ取った活動をなかよし作業所・社会福祉協議会と連携して移転後進めたいと考えています。

## 理念

### わたしたちがめざすもの

ふたば福祉会は、障害者の生活と権利を守り、発達を保障する立場で、障害のある人のゆたかな暮らしの実現をめざして設立されました。

その為に必要な事業を総合的に行い、住みよい地域づくりをすすめます。

ふたば福祉会の事業は、障害者・家族をはじめとする多くの人々の運動によって興された共同の事業であり、共有の社会資源です。

よって、ふたば福祉会には、事業を通して地域や社会に貢献していく使命があります。

こうした目標を実現させる為に、「めざすもの」として、3つの柱と5つの目標をかかげます。

### 3つの柱

1. すべての障害者のゆたかな暮らしの実現をめざします。
2. 障害者のねがいと多くの意見を尊重した運営をめざします。
3. 地域に根ざしはばひろく連携して事業をすすめます。

### 5つの目標

- ・働くことを通して一人ひとりの障害者が人間として発達できる作業所をつくろう。
- ・仕事に障害者を合わせるのではなく、障害者に仕事を合わせよう。
- ・どんな重い障害者も働ける作業所にしよう。
- ・障害の程度や種別をこえ助け合い励ましあいながら働こう。
- ・すべての人びとと協力しあって作業所づくりにとりくみ差別や偏見のない地域をつくろう。